

# **特定貨物自動車運送事業者等の 物流効率化法への対応の手引き**

令和8年1月

## 目次

本手引きにおける用語の定義 .....	1
1. 制度の趣旨・概要 .....	3
2. 必要な手続の解説 .....	3
様式第1. 輸送能力届出書 .....	4
様式第2. 特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書 .....	7
様式第3. 中長期計画書 .....	10
様式第4. 定期報告書 .....	14
3. 指導・助言や罰則等の措置について .....	20
4. 問合せ先について .....	21

## 改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	-	初版。2026年1月9日施行

## 本手引きにおける用語の定義

用語	定義
法	物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)の略称 ※ 本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
令	物資の流通の効率化に関する法律施行令(平成17年政令第298号)の略称 ※ 本手引きにおける条番号は、令和8年4月1日施行の改正後のもの
判断基準	「貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(令和7年国土交通省令第5号)の略称
判断基準解説書	「貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」の略称
整備省令	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和7年国土交通省令第88号)
規則	国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則(平成17年国土交通省令第100号)
貨物自動車(トラック)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の自動車であって、貨物の運送の用に供するもの
運転者(トラックドライバー)	貨物自動車の運転者
集貨場所等	運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所
荷待ち時間	運転者が貨物自動車の運転の業務に従事した時間のうち、集貨場所等において、荷主、当該場所の管理者及び連鎖化事業者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であって、集貨場所等に到着した時刻から荷役等を開始した時刻までの時間(荷主等の都合により待機した時間に限る)
荷役等	貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務
荷役等時間	運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間(荷役等に従事していない時間を除く。)
荷待ち時間等	荷待ち時間及び荷役等時間
荷主	第一種荷主及び第二種荷主
荷主等	荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者
第一種荷主	自らの事業(貨物の運送の事業を除く。)に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第46条第1項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。)に貨物の運送を行わせることを内容とする契約(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。)を締結する者

第二種荷主	①自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。②において同じ。)に関する限り継続して貨物(自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。②において同じ。)を運転者(他の者に雇用されている運転者に限る。②において同じ。)から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 ②自らの事業に関する限り継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者
連鎖化事業者	法第六十一条第一項に規定する連鎖化事業者
貨物自動車運送事業者等	法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。)
貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業
貨物利用運送事業者	貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第一項にいう(第三条第一項の登録を受けた)第一種貨物利用運送事業者
第二種貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業

## 1. 制度の趣旨・概要

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える不可欠な社会インフラです。しかし、物流分野における人手不足、長時間労働等の厳しい労働環境、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等、物流にまつわる課題は深刻化しています。特に、2024年4月から労働環境改善のため時間外労働の上限規制が適用され、何も対策を講じなければ輸送力不足による物流の停滞が懸念される状況です。

こうした中で、物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的かつ総合的な対策が必要とされ、荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)が制定されました。

同法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)では、荷主(発荷主・着荷主)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し<sup>1</sup>、国がその取組状況について指導・助言、調査・公表を実施することとしました。さらに一定規模以上の荷主、物流事業者(特定事業者)に対しては、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとしています。

本手引きは、特定事業者となる貨物自動車運送事業者等(特定貨物自動車運送事業者等)が行う手続について説明するものです。

## 2. 必要な手続の解説

特定貨物自動車運送事業者等が行う必要のある手続は以下のとおりです。全ての手続は、原則として届出システムによりオンラインで行うこと(令和8年4月開始予定)としておりますが、本手引きは整備省令に定める様式を解説するかたちで、必要な手続について説明します。届出システムの取扱いについては、準備ができ次第、公表いたします。

届出・指定  
(規則第7条)

・特定貨物自動車運送事業者等として、自らの貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の用に供する貨物自動車の数が基準(150台)を超える場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける(5月末〆・一回のみ)

中長期計画の  
策定  
(規則第10条)

・輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画  
(2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと7月末〆)

定期報告の  
提出  
(規則第11条)

・判断基準の取組に係る進歩状況を記載  
(2027年以降毎年7月末〆)

<sup>1</sup> 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務。

## 様式第1. 輸送能力届出書

特定貨物自動車運送事業者等として、前年度に保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の用に供する貨物自動車の数が、政令で定める基準(150台<sup>2</sup>)以上である場合は、「輸送能力届出書」(様式第1)を提出いただく必要があります。

- **期限**: 貨物自動車運送事業等の用に供する合計の台数が基準を上回った年度の翌年度の5月末日

※ 既に特定貨物自動車運送事業者等である事業者は、提出不要。(初めて基準を上回った年度の翌年度のみ届出すれば、毎年度届出する必要はなく、指定の解除が行われるまでの間、特定貨物自動車運送事業者等としての指定が継続する。)

- **提出先**: 提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局貨物課(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

※ 地方運輸局または沖縄総合事務局運輸部は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

- 全体の流れ

②指定の届出(様式第1)を提出

※ 毎年度5月末日まで



- ① 自社の貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の用に供する台数を把握  
※ 年度単位(4月～翌年3月)





- **輸送能力の算定**

貨物自動車運送事業者等は、届出の要否を判断するために、前年度末において保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業の用に供するものの合計数を算定し、基準能力(150台)と比較する必要があります。この際、貨物自動車運送事業者等の輸送能力が基準能力(150台)以上である場合は、規則の輸送能力届出書(様式第1)の提出が必要となります。

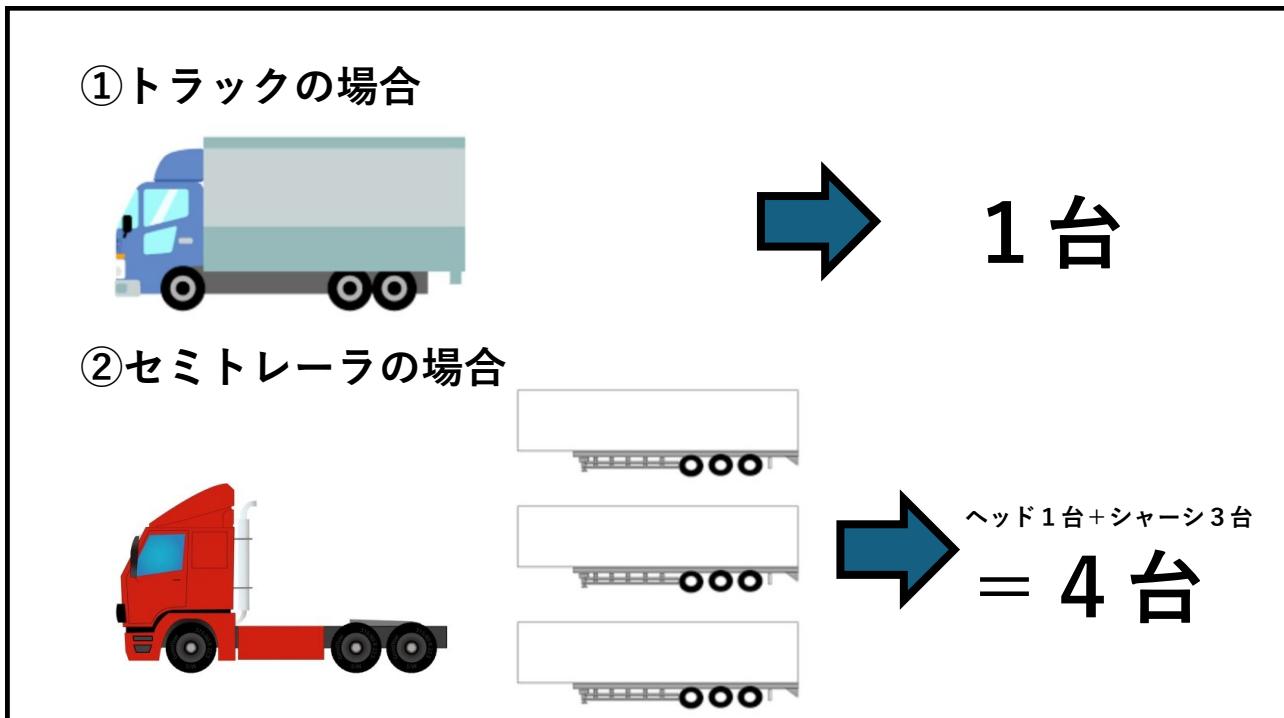
なお、様式第1は、輸送能力が基準能力以上である場合にその旨をチェックボックス形式で回答することとしており、具体的な台数の数値は任意記載としているため、150台以上であることが確実な場合に精緻な算定を求めるものではありません。

<sup>2</sup> 基準能力は、大手の事業者から順に、日本全体の輸送能力の半分程度を占める事業者を指定するという基本的な考え方の下で設定することとしており、令第5条第2項において定められている。

※ 輸送能力としての車両台数の算出には被けん引車も含まれます<sup>3</sup>。そのため、セミトレーラーの場合、けん引車(トラクターヘッド)の台数と被けん引車(シャーシ)の台数を合算したものを車両台数としていただくようお願いいたします。(下図参照)

例えば、中型トラック 50 台、大型トラック 75 台、ヘッド 10 台、シャーシ 15 台を所有している事業者の輸送能力は 150 台となり、特定事業者に該当します。

図：算定方法のイメージ



<sup>3</sup>政令第 5 条に定める輸送能力は、物資の流通の効率化に関する法律第 30 条第 1 項に規定する貨物自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項の自動車であって、貨物の運送の用に供するもの）の数を合算して得た数とすることとなっており、道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車には被けん引車も含まれております。

### (3)記載方法

様式第1（第7条関係）

#### 輸送能力届出書

国土交通大臣殿

年　月　日

住　所

「株式会社」と社名の間はスペースを空げず、  
(株)は使用しない。また、国税庁HPに掲載され  
ている13桁の法人番号(半角)を記載。

法人名

法人番号

代表者の役職名

代理人が提出する場合には委任状を提出  
(ただし既に提出済み等においてはその  
写しでも可)

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第37条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

#### 1. 事業者に関する事項

事業者の名称 貨物自動車運送事業者等 としての輸送能力	〒	
事業所の所在地 主		
輸送能力 (　年度)	<input type="checkbox"/> 150台以上	具体的な数値は 任意記載。
備　考 4月～翌年3月を1年度とし、基準能力以上となる区分について、年度を西暦で記載。		

#### 2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

書類作成に複数名がかかる場合も、国土交通省からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条第2項で定める数値以上である場合には、輸送能力の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。

3 次年度以降において、輸送能力が令第5条第2項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

次年度以降に輸送能力が基準数値を下回る場合でも、届け出た年度については特定貨物自動車運送事業者等の指定を行った上で、特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書を提出いただき、妥当な場合は翌年度以降の指定を取り消します。

## **様式第2．特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書**

特定貨物自動車運送事業者等は、①貨物自動車を用いた貨物の運送の事業を行わなくなつたとき、又は、②輸送能力が基準能力を下回った場合において、再び当該基準能力以上となることがないと明らかに認められるときは、「特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書」(様式第2)を提出して、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出ることができます。

- **期限**:「輸送能力が基準能力を下回った年度」の翌年度に提出してください。
  - **提出先**:提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局貨物課(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)
- ※ 運輸局または沖縄総合事務局運輸部は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

様式第2（第9条関係）

特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書

国土交通大臣殿

年　月　日

住 所

「株式会社」と社名の間はスペースを空けず、  
(株)は使用しない。また、国税庁HPに掲載され  
ている13桁の法人番号(半角)を記載。

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

代理人が提出する場合には委任状を提出  
(ただし既に提出済み等においてはその  
写しでも可)

物資の流通の効率化に関する法律第37条第3項の規定に基づき、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定貨物自動車運送事業者等の概要等

特定貨物自動車運送事業者等の概要	特定貨物自動車運送事業者等番号	特定貨物自動車運送事業者等の指定の通知と併せてお知らせする特定貨物自動車運送事業者等ごとの識別番号を記載。
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	輸送能力 ( 年度)	4月～翌年3月を1年度とし、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出る区分について、申出を行う年度の前年度を西暦で記載し、記載した年度の輸送能力を右に記載。 台
	貨物自動車運送事業者等としての輸送能力	
指定の取消しを申し出る理由	申出を行う年度及び翌年度の輸送能力の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記載。	
備考		

## 2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

書類作成に複数名がかかる場合も、国土交通省からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
  - 3 特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出る場合には、輸送能力の欄に、最近の1年度における輸送能力を記入すること。
  - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物の輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令第5条第2項で定める輸送能力以上となる見込みがなくなったときは当年度及び次年度の当該輸送能力の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

### 様式第3. 中長期計画書

特定貨物自動車運送事業者等は、判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの1回の運送ごとの貨物の重量の増加(積載効率の向上等)」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出する必要があります。

#### ○ 期限:

- 初回は、特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けた年度の7月末日。ただし、2026年度は特定貨物自動車運送事業者等の指定件数が多く通知に時間がかかることも踏まえ、10月末日。
- 以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、「中長期計画を最後に提出した年度から5年を超えない範囲内で定める中長期計画の最終年度」の翌年度の7月末日までに提出すれば足りる。
- 提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の7月末日までに提出。

#### ○ 提出先: 提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局貨物課(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

※ 運輸局または沖縄総合事務局運輸部は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

#### ○ 計画期間

特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けた年度を初年度とし、5年を超えない範囲内で最終年度を設定してください。年度は4月から翌年3月までとします。また、計画を提出する年度は計画期間に含めてください。

#### 特定貨物自動車運送事業者等の指定



※ なお、計画に変更がない場合は5年に一度のみの提出とすることも可能です。例えば、2026年10月末までに2026年4月～2031年4月を実施期間と定める計画を作成・提出し、計画期間中に変更が生じなかった場合は、2030年7月末日まで毎年の提出は不要です。

## ○ 記載事項

「I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等」のほか、「II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画」について、以下の事項を記載してください。

### 1. 計画内容(必須事項)

判断基準解説書を参照しながら、実施する措置、計画内容(具体的な措置の内容、目標等)及び実施時期を記載してください。主要な、又は課題のある取組(輸送網の集約、配送の共同化等)に重点化した記載としても構いません。既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合等には今後も必要な対策を継続するといった目標を記載してください。

なお、定期報告において改善が進まない事項等について、中長期計画に記載がない場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

### 2. その他計画に関する事項及び参考情報(任意事項)

企業やグループとしての経営計画や、業界の自主行動計画など、計画内容に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等を記入してください。また、計画の実施に当たっての懸念点、他の事業者等と調整を要する事項など参考情報がある場合には、当該情報等を記入してください。

# 中長期計画書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者等番号	特定貨物自動車運送事業者等の指定の通知と併せてお知らせする特定貨物自動車運送事業者等ごとの識別番号を記載。	
事業者 の 名称		
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　—　　—　　）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（　　） メールアドレス	書類作成に複数名がかかる場合も、国土交通省からの問合せ窓口として1名を選び、その者の情報を記載。 4月～翌年3月を1年度とし、提出する年度を初年度として、5年以内で最終年度を設定。西暦で記載。
計画期間	(　　) 年度～ (　　) 年度	<input type="checkbox"/> 計画内容の変更有り

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。  
3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等の変更のみの場合は、チェック不要。変更がない場合は、計画期間の終期まで再提出不要。

## II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

### 1. 計画内容

主要な、又は課題のある取組（輸送網の集約、配送の共同化等）に重点化した記載としても構いません。

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
輸送網の集約	現在、○○地域において、A 社、B 社、C 社などの複数荷主の貨物の積合せを行っている。 これらの取組について、今後は、△△地域への拡大により、便数を 30%削減する。	2026 年度～2030 年度
配送の共同化	所属している事業協同組合の D 運送、E 運輸と連携し、協議を行ったうえで同一の着荷主向けの配送については午前便を当社、午後便を D 運送、夜便を E 運輸が運送しているが、この取組を他の組合員の事業者にも拡大できるよう、連携を進める。	2026 年度～2030 年度
復荷（帰り荷）の確保	求貨求車システムを活用し、帰り荷の○○%を確保する。 また、上記システムの実務者交流会などを通じ、着地での新規取引先を開拓する。	2026 年度～2030 年度
配車計画や運行経路の最適化	配車管理システムを導入し、積載効率を 70%に向上させる。	2026 年度～2030 年度

（既に十分に達成されている場合）

—	運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加について、すでに可能な限り達成できていることから、今後もその状態の継続に努める。	2026 年度～2030 年度
---	---	-----------------

既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合等には今後も必要な対策を継続するといった目標を記載してください。

### 2. その他計画に関する事項及び参考情報

積載効率向上に伴い、ドライバーの積卸しへの負荷が増大する恐れがあるため、テールゲートリフター や ジョルダーカーを今後 5 年間で 20 台分導入し、積卸し作業の負担軽減及び効率化を図る。

備考 2 には、1 に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

## **様式第4. 定期報告書**

---

特定貨物自動車運送事業者の指定を受けた事業者は、毎年度、法第34条に規定する物流の効率化に関する努力義務への取組状況について、「定期報告書」(様式4)を提出する必要があります。

- **期限**: 特定貨物自動車運送事業者等の指定を受けた年度の翌年度から、毎年度7月末日
- **提出先**: 提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局貨物課(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)  
※ 運輸局または沖縄総合事務局運輸部は、各事業者様からご提出いただいた様式の内容を確認後、国土交通大臣に提出します。

### **○ 記載事項**

前年4月から当年3月までの状況について、特定貨物自動車運送事業者等としての取組状況等について、以下の事項を記載してください。

#### **I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等**

#### **II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況(必須事項)**

チェックリスト形式で、判断基準への取組状況を記載。各項目の詳細については、判断基準解説書を参照。

#### **III IIの他に実施した措置【任意事項】**

IIの各判断基準の規定されている事項以外における物流の効率化に向けた取組を行った場合は記載。

## 定期報告書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第39条の規定に基づき、次のとおり報告します。

### I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者等番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話 ( - - - )
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号 ( - - - ) メールアドレス

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

## II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目	遵守状況	
(1)-① 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、輸送網を集約すること。		
実施状況の詳細  運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	具体的な措置の内容	「その他の措置」を実施している場合に記載。 項目に合致する場合は記載不要。
	実施していない理由	実施していない場合は、その理由を記載。実施している場合は記載不要。
(1)-② 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、配送の共同化を行うこと。		
実施状況の詳細  運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
(1)-③ 運送の帰路において貨物自動車に貨物を積載することその他の措置により、貨物自動車の走行距離に占める貨物を積載した状態における走行距離の割合を増加させること。		
実施状況の詳細  運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input checked="" type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	以下を目安に回答。 (厳密な定量的把握は不要) ほぼ全て：90%以上 大半：50%以上 90%未満 一部：0%超 50%未満
	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
(1)-④ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
実施状況の詳細  運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	<input checked="" type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	具体的な措置の内容	(例) 店舗配送は急な変更がほぼないことから、最適な定型の配車・経路を定めた上で、渋滞状況をみて配送することとしている。

		実施していない理由	
	(1)-⑤ 輸送する貨物の量に応じた大型の貨物自動車の導入その他の措置により、貨物自動車に積載することができる貨物の重量を増加させること。		
実効性の確保	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(2)-① 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。		
	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	(例)これまで 10t 車で配送していた区間について見直し、約 1 割の貨物について 20 t トレーラーに切り替えた。
		実施していない理由	
	(2)-② 必要に応じて荷主に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために必要な運賃の設定、パレットその他の輸送用器具の利用その他の効率化に資する措置に関する提案をすること。		
	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(2)-③ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input checked="" type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
(2)-④ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。		
	<input checked="" type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	
(2)-⑤ テールゲートリフター(貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。) の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、(1)-①～⑤に規定する措置を講ずることに伴い増加する運転者の負荷の低減に配慮すること。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
	実施していない理由	(2)-1～5 いずれも実施していない場合に記載。 いずれかを実施している場合の記載は任意。
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減への配慮	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	(例) テールゲートリフターを 5 台分導入した。
	実施していない理由	
関係法令の規定の遵守	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している	

備考 各措置における「実施状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。

### III IIの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	該当がなければ空欄で構いません。

備考 特定貨物自動車運送事業者等は、IIの他に実施した措置がある場合に記入すること。

### 3. 指導・助言や罰則等の措置について

国土交通大臣は、法律の規定に基づき、貨物自動車運送事業者等に対して以下の対応を行う場合があります。

#### ○指導・助言 ※ 全ての貨物自動車運送事業者等が対象

- 積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、貨物自動車運送事業者等に対して、判断基準を勘案して必要な指導・助言を行うことができる。(法第 36 条)

#### ○報告徴収・立入検査

- 特定貨物自動車運送事業者等への指定や取消しを行ったために、貨物自動車運送事業者等に対して、輸送能力の状況に関して報告をさせることができ、また貨物自動車運送事業者等の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第 41 条第 1 項)
- 勧告又は命令を行うために、特定貨物自動車運送事業者等に対して、積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して報告をさせることができ、また特定貨物自動車運送事業者等の事務所等への立入検査を行うことができる。(法第 41 条第 2 項)

#### ○勧告・公表・命令

##### 勧告

- 特定貨物自動車運送事業者等の積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、特定貨物自動車運送事業者等に対して勧告を行うことができる。(法第 40 条第 1 項)

##### 公表・命令

- 勧告に従わない特定貨物自動車運送事業者等に対して、その旨を公表することができる。(法第 40 条第 2 項)
- 勧告を受けた特定貨物自動車運送事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合に、当該措置を行う命令を行うことができる。(法第 40 条第 3 項)

#### ○罰則

以下に該当する場合は50万円以下の罰金

- 特定貨物自動車運送事業者等の指定基準の輸送能力を上回る貨物自動車運送事業者が、特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合 (法第 76 条第 1 号)
- 中長期計画を提出しない場合 (法第 76 条第 2 号)
- 定期報告を行わない又は虚偽の報告をした場合 (法第 76 条第 3 号)
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合 (法第 76 条第 4 号)

以下に該当する場合は100万円以下の罰金

- 命令に違反した場合 (法第 75 条第 1 号)

#### 4. 問合せ先について

---

本制度に関する問合せ先は、以下の通りです。

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

03-5253-8111(内線:41323)

#### 物流効率化法ポータルサイト

---

物流効率化法に関する事業者の理解促進に向けて、『物流効率化法理解促進ポータルサイト』

(令和7年3月31日公開)において、改正ポイントやよくあるご質問をとりまとめておりますので、ご覧ください。

URL:<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>